

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日がときは、翌日とする)
(当たる翌日)

鳥取県告示第七百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤崎町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤崎(光)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

大字光字前河原

同上の区域(昭和六十一年四月七日現在の地番による。)

大字光字上河原三四四の一部、三七二の一部

三六三

大字光字前河原のうち三六四の一

三六四の二 合併の一部、四五〇の

四、四五〇の七から四五〇の九までの一部、四五〇の一三

の一部、四五〇の二二の一部、四五〇の二八から四五〇の

三一まで以外の区域

大字光字上河原

区域

大字光字上河原のうち三四四の一部、三七二の一部以外の

三六三

大字光字前河原三六四の一 合併の一部、四五〇の四、四
三六四の二

三六四の三

五〇の七から四五〇の九までの一部、四五〇の一三の一部、

告 示

◇告示字の区域の変更
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるものとみなされるものとみなされるものとみなされる旨の申出の受理
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるものとみなされる旨の申出の受理
結核予防法による医療機関の指定の辞退
土地改良事業の認可申請の適否の決定
土地改良法による換地処分
県道の区域の決定
県道の区域の変更
県道の供用の開始
建築基準法による道路の位置の指定

四五〇の二二の一部、四五〇の二八から四五〇の三一まで

鳥取県告示第七百九十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
加藤調剤薬局	倉吉市山根字上大日五三一十四	昭和六十一年八月一日
野津医院	鳥取市卯垣四丁目一〇一	昭和六十一年七月一日

鳥取県告示第七百九十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第七百九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の中出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日	道府県名	申出の受理の年月日
加藤調剤薬局	倉吉市山根字上大日五三一十四	昭和六十一年八月一日	全国	昭和六十一年八月一日
遠藤歯科医院	西伯郡岸本町吉良四一一	〃	昭和六十一年七月一日	昭和六十一年八月一日

昭和六十一年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
杉 森 宏 之	鳥国医第三、四五三号	昭和六十一年七月二十六日

区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月十九日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年九月二十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日
高見 医院	倉吉市宮川町一七六一一	昭和六十一年七月十四日

鳥取県告示第七百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業に係る赤崎(光)地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示す
日野町が行う土地改良事業(農村地域農業構造改善事業日野(舟場)地

鳥取県告示第七百九十六号

る。

昭和六十一年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十一年九月十九日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)
国府八東線	八頭郡郡家町大字姫路字発町三三 四一二地先から同大字字門田二三 五十五地先まで	五・五 { 三八・六
智頭船岡線	八頭郡船岡町大字殿字大田二四八 一六地先から同町大字坂田字梅ヶ 坪五二四一七地先まで	二・〇〇 九三四・〇

鳥取県告示第八百号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十一年九月十九日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	変更前 (敷地の幅員 (メートル))	変後別	
			変更前 (メートル)	
村岡若桜線	八頭郡若桜町大字湯原字宮ノ 元一九一一一地先から同大字 字中土居一一四一一一地先まで	五・四 一〇・八	五・四 一〇・八	三三二・〇
		三〇・五 九三四・〇	三〇・五 二四八・〇	

鳥取県告示第七百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十一年九月十九日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

路線名	区間	供用開始の期日
村岡若桜線	八頭郡若桜町大字湯原字宮ノ元一九 一一地先から同大字字寺ノ前一三 二地先まで	昭和六十一年九月二十日
国府八東線	八頭郡郡家町大字姫路字発町三三四 一二地先から同大字字門田二三五 五地先まで	
智頭船岡線	八頭郡船岡町大字殿字大田二四八 六地先から同町大字坂田字梅ヶ坪五 二四一七地先まで	

鳥取県告示第八百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十一年九月十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
鳥取県八頭郡智頭町大字 智頭六四〇	鳥取市松並町二丁目五 二三の一一部、五二三の 一部及び五二九一三	幅員 四・五〇～五・三〇 延長 三七・七一
智頭石油株式会社 代表取締役 米井六郎		

昭和六十一年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次